（平成二十八年熊本地震に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の表の規定に準じて算定した額。この場合において、同表中「二三、五〇〇円」とあるのは「三〇、〇〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年熊本地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件）により告示した団体にあつては、二八、六〇〇円）」と、「一六九、四〇〇円」とあるのは「一六九、四〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、四一、〇〇〇円）」と、「八四、八〇〇円」とあるのは「八四、八〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二二、五〇〇円）」と読み替えるものとする。

二　前号の市町村について、平成二十八年熊本地震の災害救助関係経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　平成二十八年十月三十一日までに平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額と、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・二を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

3　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号二の表及び同項第一号ロの表第一号の規定は、第一項第一号の市町村については、適用しない。

4　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの表第六号及び同項第一号ロの表第三号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の特別交付税から適用する。

告　示

○農林水産省告示第二千四百四十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年十月五日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23826	アシュラム・ＭＣＰＰ液剤	クサピース液剤	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　井口裕之
23827	アシュラム・ＭＣＰＰ液剤	シバキープエース液剤	東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23828	ヘキサジノン・ＭＣＰ粒剤	ラーチＨＸ粒剤	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　井口裕之
23829	ヘキサジノン・ＭＣＰ粒剤	こっぱＨＸ粒剤	東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
23830	ターバシル・テトラピオン・テブチウロン粒剤	メガレンジャー粒剤	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　喜多野和和
23831	カフェンストロール・シクロスルファムロン・ダイムロン・ベンゾビシクロン粒剤	レオンジャンボパワー	東京都中央区晴海一丁目８番12号　アグロインターナショナル株式会社　代表取締役　三木幸彦
23832	プロマシル水和剤	丸和ハイパーＸ	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進

○農林水産省告示第二千四百四十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十八年十月十九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23833	ジノテフラン・トルプロカルブ粒剤	ハイパーキック箱粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　三谷和功
23834	ジノテフラン・トルプロカルブ粒剤	ゴウケツバスター箱粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
23835	テフリルトリオン・ピラクロニル・モリネート粒剤	イッソウ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　上園孝雄
23836	テブコナゾール・マンゼブ水和剤	ゲットクル水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　氏家薫
23837	プロモブチド・ペントキサゾン粒剤	イネショット１キロ粒剤	東京都文京区本駒込二丁目28番８号　科研製薬株式会社　代表取締役社長　大沼哲夫
23839	ペルメトリン・テトラコナゾール液剤	住友化学ガーデンガードＡＬ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23840	クロラントラニリプロール・ジノテフラン・トルプロカルブ粒剤	サンフェスタ箱粒剤	栃木県宇都宮市岩曽町1215番地　化成工業株式会社　代表取締役　宇都宮厨子彰英
23841	シアントラニリプロール水和剤	パズ顆粒水和剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智

○農林水産省告示第二千四百四十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第十五条の二第六項の規定により、平成二十八年十月十九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十五条の二第六項において準用する同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年十二月十二日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
23838	燐酸第二鉄粒剤	スクミンブルー	ドイツ連邦共和国　ブランクシュミーデ６、31855　アエルツェン　プロゲマ社）　ゲーエム　ペーハー（プロゲマ社）　ハンスマーチン　ローマン 最高経営責任者 （東京都江戸川区東小岩四丁目１番16号　高村青治）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。